

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率および資金不足比率について

平成 19 年 6 月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、野洲市の平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付し、市議会に報告しましたので、お知らせします。

本市では、実質赤字比率および連結実質赤字比率はなく、実質公債費比率および将来負担比率のいずれも財政悪化のイエローカードを示す早期健全化基準未満であるため、健全な段階は維持していますが、その実態は非常に厳しいものであり、さらなる財政健全化への取り組みが必要となっています。

1 健全化判断比率

比 率	野洲市	早期健全化基準	財政再生基準	参考(平成 21 年度)
① 実質赤字比率	— (※1)	13.11%	20%	—
② 連結実質赤字比率	— (※1)	18.11%	30% (※2)	—
③ 実質公債費比率	15.9%	25%	35%	15.9%
④ 将来負担比率	106.7%	350%		109.9%

(※1) 「—」については、実質赤字、連結実質赤字がないことを表しています。

(※2) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間の経過的な基準 (40%→40%→35%) が設けられています。

- ① 実質赤字比率：一般会計等の実質赤字の標準財政規模（標準的に収入し得る経常一般財源の額）に対する比率
- ② 連結実質赤字比率：全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率
- ③ 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ④ 将来負担比率：地方債残高のほか公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2 資金不足比率

公営企業会計	野洲市	経営健全化基準	参考(平成 21 年度)
① 水道事業会計	— (※3)	20%	—
② 下水道事業特別会計	— (※3)		—
③ 工業団地等整備事業特別会計	— (※3)		—

(※3) 「—」については、資金の不足がないことを表しています。

- ・資金不足比率：公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

4 早期健全化基準（経営健全化基準）・財政再生基準

(1) 早期健全化基準（経営健全化基準）

健全化判断比率（資金不足比率）のうちのいずれかが早期健全化基準（経営健全化基準）以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画（経営健全化計画）を定め、公表し、総務大臣・県知事へ報告するとともに、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表しなければならないこととされています。また、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととされています。

(2) 財政再生基準

再生判断比率（2①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、(1)と同様の手続きを経て、財政再生計画を定めなければならないこととされています。また、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととされています。